

手数料表

株式会社愛媛銀行が有料職業紹介サービスを提供させていただきましたときは、次の手数料を申し受けます。

1. 求職者から徴求する手数料
手数料はいただきません。
2. 求人者から徴求する手数料
以下記載の届出制手数料の範囲内とします。

【届出制手数料に係る手数料表】

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>30,000円まで</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる理論年収（月次給与・所定外労働手当の12か月分及び理論上の通年賞与、交通費を除く諸手当、報奨金及び一時金を合計した金額）（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50%まで</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50%まで</u> 手数料の負担は 求人者 とします。 成功報酬の返還 採用決定者が入社日以降、短期間の中で退職した場合、求人者に対し以下のとおり成功報酬額を返還する。 30日以内 80% 30日超90日以内 50% 90日超180日以内 10% 求人者と締結する人材紹介に関する基本契約書等にて別途定めます。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言 【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50%まで</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料は、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号	38 - ユ - 300135
事業所の名称	株式会社愛媛銀行 ソリューション営業部
事業所の所在地	愛媛県松山市勝山町2丁目1番地